

○特例施設占有者の指定等に関する規程

平成19年11月15日

公安委員会規程第5号

改正 平成28年4月1日公安委員会規程第3号

令和元年6月28日公安委員会規程第1号

令和6年3月11日公安委員会規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）第17条の規定に基づく遺失物法施行令（平成19年政令第21号。以下「令」という。）第5条第5号の規定による指定、法第25条第1項の規定による報告又は資料の提出の要求、同条第2項の規定による報告若しくは資料の提出又は保管物件の提示の要求並びに法第26条第1項又は第2項の規定による指示に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特例施設占有者の指定)

第2条 公安委員会は、令第5条第5号の規定による指定（以下「指定」という。）をしたときは、指定通知書（別記様式第1号）により、遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）第28条第1項の申請をした者（以下「申請者」という。）に対し、その旨を通知するものとする。

2 公安委員会は、指定をしなかったときは、不指定通知書（別記様式第2号）により、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

3 規則第28条第4項の規定による公示は、特例施設占有者指定公示書（別記様式第3号）を公安委員会の掲示場（以下「掲示場」という。）に掲示するとともに、公安委員会のホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲示して行うものとする。

(一部改正〔令和6年公安委員会規程3号〕)

(指定を行った特例施設占有者に係る公示事項の変更)

第3条 規則第29条第2項の規定による公示は、特例施設占有者変更事項公示書（別記様式第4号）を掲示場に掲示するとともに、ホームページに掲示して行うものとする。

(一部改正〔令和6年公安委員会規程3号〕)

(指定の取消し)

第4条 公安委員会は、規則第30条第1項の規定による指定の取消し（以下「取消し」という。）をしようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）の規定に基づき聴聞

を行わなければならない。

- 2 公安委員会は、前項の聴聞の結果、取消しをしたときは、指定取消通知書（別記様式第5号）により、取消しの相手方に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 規則第30条第2項の規定による公示は、特例施設占有者指定取消公示書（別記様式第6号）を掲示場に掲示するとともに、ホームページに掲示して行うものとする。

（一部改正〔令和6年公安委員会規程3号〕）

（報告等要求書による報告等の要求）

第5条 法第25条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は同条第2項の規定による報告若しくは資料の提出若しくは保管物件の提示の要求は、報告等要求書（別記様式第7号）により行うものとする。

（指示書による指示）

第6条 法第26条第1項又は第2項の規定による指示（以下「指示」という。）は、指示書（別記様式第8号）により行うものとする。

- 2 第4条第1項の規定は、指示をしようとするときについて準用する。この場合において、同項中「聴聞を行わなければならない。」とあるのは、「弁明の機会の付与を行わなければならない。」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成19年12月10日から施行する。

附 則（平成28年4月1日公安委員会規程第3号）

この規程は、制定の日から施行する。

附 則（令和元年6月28日公安委員会規程第1号）

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和6年3月11日公安委員会規程第3号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。